

徳島地方裁判所委員会（第19回）議事概要

1 開催日時

日時 平成28年9月28日（水）午後2時

2 開催場所

徳島地方裁判所会議室

3 出席者（各50音順）

井上孝志委員，島内保彦委員，田村眞委員〔委員長〕，友竹義典委員，浜尾克也委員，山田忠宏委員

4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 委員紹介等
- (4) 新庁舎についての説明（河野事務局長）
- (5) テーマ「地裁及び簡裁における手続案内の現状」についての導入説明
ロールプレイ 模擬相談（特定調停と破産・再生の振り分け）
手続説明
- (6) テーマについての意見交換
下記5のとおり
- (7) 次回開催期日，テーマ等
おって決定
- (8) 所長あいさつ
- (9) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者もしくは裁判官の職にある委員）

要旨

- ： ロールプレイや説明の内容について，改善すべき点はなかったと思う。相談者は結論を求めており，裁判所の立場としては手続の一般論を説明しないといけないので，相談者の要望とズレができるのではないか。
相談内容を聞いてもらうだけでも満足する人は別にして，結論を教えずに，相談に来てよかったと思ってもらえるのは難しいのではないか。
相談者に「個人的には○○と思う。」と言ってしまう場面はないのか。
- ： 手続に乗らない話を持ってくる場合，「難しい。」という話をすることはあるのではないか。
- ： ストレートに答えられない難しさは感じている。費用対効果や相談者自身でやれるのかということを勘案し，「この手続は○○という要素が必要」という説明をすることもある。
- ： 「これは通るのか。」という質問もあるが，「答えられない。」と言っている。六法に書いてある条文を見せる程度である。

- ： 大方の相談者は満足しているのか。
- ： 満足している人が多いと思う。何をしたいのかははっきりしない人にとっては考えを整理する機会になるのではないか。
- ： 相談者は何を見て裁判所に来るのか。
- ： 法テラスや他の相談機関（消費者生活センターや警察）からの紹介もあるが、直接裁判所にくる相談者もいる。
- ： 直接裁判所にくる相談者は少ないのではないか。どこかを經由してくる人が多いと思う。
- ： 裁判所は中立の立場で結論を言えないのは分かるが、これで相談者は満足するのかなと思う。
 ロールプレイの事例なら、我々銀行に相談してくれたら何とかなると思う。手続案内カードに、「借りた銀行に相談をしたのか」という選択肢も入れて欲しい。
 銀行の立場としては、突然、破産申立ての通知が来ると非常に残念であり、申立ての前に金融機関に相談して欲しかったと思うことがある。
- ： 行政の立場では、手続案内というのはあまり目にしない。相談者はアドバイスを期待していると思うので、裁判所としては、アドバイスは駄目で、手続案内になるということをもっと明確に知らせた方が良いのではないか。
- ： 裁判所に来る人は相談に来るのであり、そのミスマッチに苦労しているのだと思う。報道機関から何か手伝いを出来るのかなとは思っている。
 手続案内カードの扱いはどうしているのか。
- ： 再度来たときのために保管している。別の裁判所職員が担当したときには、カードを引き継いで利用することになる。
- ： 検察庁に告訴の相談に来た人に、結論は捜査しないとわからないとしか言えないので、裁判所の苦労も分かる。ロールプレイを見て勉強になった。
 関係権利者一覧表は、簡裁から地裁にどう引き継いでいるのか。相談者に持たせて地裁に行かせているのか。
- ： 簡裁と地裁の担当者間で引き継いでいる。
- ： 手続選択フローチャートはどのように活用しているのか。
- ： 今回のために作成したものではなく、窓口に備え付けている。
- ： 相談はどれくらいあるのか。
- ： 相談者が来ない日もあり、週に4ないし5件くらいではないか。
- ： 利用する手続に迷って裁判所に来る人はそれほど多くないと思う。利用する手続を決めている人は担当の窓口に直接行くので、手続相談に来る人以外にも、相談のために裁判所に来る人はたくさんいるのではないか。